



山形県公報

平成19年7月31日(火)
第1862号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                        |      |
|------------------------------------|------------------------|------|
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 経営安定対策課 ) ...        | 1095 |
| 家畜伝染病発生の届出.....                    | ( エコ農業推進課 ) ...        | 1096 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                 | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ...    | 同    |
| 道路の区域の変更.....                      | ( 村山総合支庁建設総務課 ) ...    | 同    |
| 県道の供用の開始.....                      | ( 同 ) ...              | 同    |
| 同.....                             | ( 村山総合支庁北村山建設総務課 ) ... | 1097 |
| 道路の区域の変更.....                      | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ...    | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....                    | ( 同 ) ...              | 同    |
| 県道の供用の開始.....                      | ( 同 ) ...              | 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 政治団体の設立.....       | 1098 |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 同    |
| 政治団体の解散.....       | 1099 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 1100 |
| 資金管理団体の指定.....     | 1102 |
| 資金管理団体の指定の取消.....  | 同    |

### 公 告

|                           |                     |      |
|---------------------------|---------------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | ( 村山総合支庁企画振興課 ) ... | 同    |
| 危険物取扱者保安講習の実施.....        | ( 総合防災課 ) ...       | 1103 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | ( 置賜総合支庁建築課 ) ...   | 1105 |
| 一般競争入札の公告.....            | ( 公安委員会 ) ...       | 1107 |
| 監査結果の公表.....              | ( 監査委員 ) ...        | 1108 |
| 一般競争入札の公告.....            | ( 病院事業局 ) ...       | 1110 |

## 告 示

### 山形県告示第750号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40%」を「年0.45%」に改める。

### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年6月20日から適用する。
- 平成19年6月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第751号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成19年7月31日

山形県知事 齋藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所      | 発生年月日     |
|----------|-------|-----------|----|-----------|-----------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患畜        | 1  | 上山市下生居128 | 平成19.7.23 |

山形県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年7月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
- 3 認可年月日  
平成19年7月20日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成19年7月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山辺中山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字前川原2550番3から<br>同 字菅ノ町5859番まで | 旧    | 18.0メートル<br>と<br>7.4  | メートル<br>903 |
| 同 上                                      | 新    | 20.9メートル<br>と<br>12.7 | 同上          |

山形県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成19年7月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山辺中山線

- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字前川原2550番3から  
同 字七ツ石2443番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年7月31日

山形県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成19年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 鶴子尾花沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字延沢字花ノ木5354番から  
同 5485番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年7月31日

山形県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路 線 名 温海川木野俣大岩川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長                   |
|--------------------------------------|------|-----------------------|-----------------------|
| 鶴岡市大岩川字家の平51番4号から<br>同 温海字荻田177番1号まで | 旧    | 13.0メートル<br>と<br>57.0 | 1,367 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                  | 新    | 13.0メートル<br>と<br>57.0 | 同 上                   |

山形県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 112号線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市下川字窪畑204番350号から  
同 1番989号まで
- 3 供用開始の期日 平成19年7月31日

山形県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 温海川木野俣大岩川線

- 2 供用開始の区間 鶴岡市大岩川字家の平51番4号から  
同 温海字萩田177番1号まで
- 3 供用開始の期日 平成19年7月31日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年7月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日         |
|---------------|--------|----------|----------------------|---------------|
| 船山清一後援会「あおぞら」 | 小松茂雄   | 斉藤昇      | 西置賜郡飯豊町大字椿1971-3番地   | 平成<br>19.4.25 |
| 松田光也後援会       | 松田光也   | 松田一敏     | 天童市大字高木929番地         | 同<br>5.18     |
| 歩みの会筒井義昭後援会   | 阿部俊一   | 赤塚孝義     | 飽海郡遊佐町吹浦字横町27番地      | 同<br>5.22     |
| たかはし久一後援会     | 阿部民雄   | 伊藤良治     | 飽海郡遊佐町杉沢字田中26番地      | 同             |
| 後藤恵一郎後援会      | 後藤恵一郎  | 後藤和恵     | 西置賜郡飯豊町大字萩生512番9     | 同<br>5.24     |
| 高橋光男後援会       | 佐藤真    | 梅本栄      | 東根市大字若木6100-20       | 同             |
| 鏡よしひろ後援会      | 鏡善弘    | 鏡あや子     | 東置賜郡高畠町大字上和田397-1    | 同<br>5.28     |
| 小関静男町議を支援する会  | 鈴木春男   | 斉藤稔      | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子249番地2   | 同<br>5.29     |
| なかそね康人山形県後援会  | 高梨正章   | 寒河江清     | 東置賜郡高畠町大字三条目126口フトB棟 | 同<br>5.31     |

山形県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年7月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 政 党

| 政治団体の名称            | 異動事項       | 内 容            |                | 届出年月日          |
|--------------------|------------|----------------|----------------|----------------|
|                    |            | 新              | 旧              |                |
| 国民新党憲友会山形県支部       | 会 計 責 任 者  | 小 口 豊 吉        | 添 川 清 人        | 平成<br>19. 5. 1 |
| 日本共産党置賜地区委員会       | 会 計 責 任 者  | 斎 藤 祐 一        | 後 藤 美 千 代      | 同<br>5. 7      |
| 自由民主党山形県参議院選挙区第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 山形市あさひ町19 - 13 | 山形市あさひ町18 - 31 | 同<br>5. 9      |
| 自由民主党山形県LPガス支部     | 代 表 者      | 大 場 正 仁        | 金 山 宏 一 郎      | 同<br>5.29      |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 異動事項      | 内 容     |           | 届出年月日          |
|----------|-----------|---------|-----------|----------------|
|          |           | 新       | 旧         |                |
| 鈴木あきお後援会 | 代 表 者     | 河 野 由 一 | 荒 井 信 雄   | 平成<br>19. 4.18 |
|          | 会 計 責 任 者 | 板 垣 孝 枝 | 樋 口 千 昭   |                |
| 白根沢澄子後援会 | 会 計 責 任 者 | 斎 藤 祐 一 | 後 藤 美 千 代 | 同<br>5. 7      |
| 八島伝内後援会  | 代 表 者     | 長 岡 正 明 | 嘉 藤 守     | 平成<br>5.31     |

## 山形県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年7月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|------------|--------------|---------------|
| 尾形安男後援会    | 解 散          | 平成19. 2. 1    |
| 藤井孝司後援会    | 解 散          | 平成19. 3.23    |
| 後藤栄治郎後援会   | 解 散          | 平成19. 5.10    |
| 布川徳太郎後援会   | 解 散          | 平成19. 5.15    |
| 宝沢けいきを励ます会 | 解 散          | 平成19. 5.15    |

## 山形県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年7月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

（資金管理団体）

（その他の政治団体）

単位：円

| 政治団体の名称                     | 宝沢けいきを励ます会 | 布川徳太郎後援会 | 尾形安男後援会  | 藤井孝司後援会  |
|-----------------------------|------------|----------|----------|----------|
| 報告年月日                       | 19. 5.17   | 19. 5.23 | 19. 5.29 | 19. 4.12 |
| 収入総額                        | 0          | 0        | 0        | 122,900  |
| 前年繰越額                       | 0          | 0        | 0        | 122,900  |
| 本年收入額                       | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 支出総額                        | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 本年收入の内訳                     |            |          |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）        |            |          |          |          |
| 寄附（内訳別掲）                    | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）             |            |          |          |          |
| 団体分                         |            |          |          |          |
| 政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの）   |            |          |          |          |
| 政党匿名寄附                      |            |          |          |          |
| 事業収入（内訳別掲）                  |            |          |          |          |
| 交付金収入                       |            |          |          |          |
| 借入金（内訳別掲）                   |            |          |          |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの |            |          |          |          |
| 支出の内訳                       |            |          |          |          |
| 経常経費                        | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 人件費                         |            |          |          |          |
| 光熱水費                        |            |          |          |          |
| 備品・消耗品費                     |            |          |          |          |
| 事務所費                        |            |          |          |          |
| 政治活動費                       | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 組織活動費                       |            |          |          |          |
| 選挙関係費                       |            |          |          |          |
| 事業費                         | 0          | 0        | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |            |          |          |          |
| 宣伝事業費                       |            |          |          |          |
| パーティー事業費                    |            |          |          |          |
| その他の事業費                     |            |          |          |          |
| 調査研究費                       |            |          |          |          |
| 寄附・交付金                      |            |          |          |          |
| その他の経費                      |            |          |          |          |
| 資産等の有無                      | 無          | 無        | 無        | 無        |

（その他の政治団体） 単位：円

| 政治団体の名称                          | 後藤栄治郎後援会 |
|----------------------------------|----------|
| 報告年月日                            | 19. 5.29 |
| 収入総額                             | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        |
| 本年収入額                            | 0        |
| 支出総額                             | 0        |
| 本年収入の内訳                          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |          |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |          |
| 政党匿名寄附                           |          |
| 事業収入（内訳別掲）                       |          |
| 交付金収入                            |          |
| 借入金（内訳別掲）                        |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |          |
| 支出の内訳                            |          |
| 経常経費                             | 0        |
| 人件費                              |          |
| 光熱水費                             |          |
| 備品・消耗品費                          |          |
| 事務所費                             |          |
| 政治活動費                            | 0        |
| 組織活動費                            |          |
| 選挙関係費                            |          |
| 事業費                              | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |
| 宣伝事業費                            |          |
| パーティー事業費                         |          |
| その他の事業費                          |          |
| 調査研究費                            |          |
| 寄附・交付金                           |          |
| その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                           | 無        |

宝沢けいきを励ます会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

宝 沢 啓 輝

資金管理団体の届出に係る公職の種類

山形市議会議員

布川徳太郎後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

布 川 徳太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

上山市議会議員

## 尾形安男後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

尾形安男

資金管理団体の届出に係る公職の種類

上市市議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成19年7月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|---------|-----------|-------------------|--------|------------|
| 松田光也   | 天童市議会議員 | 松田光也後援会   | 天童市大字高木929番地      | 松田光也   | 平成19. 5.18 |
| 後藤恵一郎  | 飯豊町議会議員 | 後藤恵一郎後援会  | 西置賜郡飯豊町大字萩生512番9  | 後藤恵一郎  | 同 5.24     |
| 鏡善弘    | 高畠町議会議員 | 鏡よしひろ後援会  | 東置賜郡高畠町大字上和田397-1 | 鏡善弘    | 同 5.28     |

## 山形県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成19年7月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 指定取消年月日    |
|-----------|------------|------------|
| 尾形安男      | 尾形安男後援会    | 平成19. 2. 1 |
| 布川徳太郎     | 布川徳太郎後援会   | 同 5.15     |
| 宝沢啓輝      | 宝沢けいきを励ます会 | 同          |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年7月31日

山形県知事 齋藤

弘

1 申請のあった年月日

平成19年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 山形国際ドキュメンタリー映画祭



## (2) 代表者の氏名

田中 哲

## (3) 主たる事務所の所在地

山形市旅籠町二丁目3番25号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、ドキュメンタリー映画や貴重な映像を世界から集めて映画祭を開催することにより、豊かな映像文化環境と国際交流の場を提供するとともに、作り手の支援をする。同時に、日常的な映像普及活動による映像文化の振興を通じて地域文化の発展に寄与することを目的とする。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 講習の種別

## (1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

## (2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

## (3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

## 2 講習の日時及び場所

## (1) 給油取扱所講習

| 日             | 時         | 場 | 所     |
|---------------|-----------|---|-------|
| 平成19年8月23日（木） | 午後1時30分から | 酒 | 田 市   |
| 同 8月31日（金）    | 午前9時から    | 長 | 井 市   |
| 同 9月6日（木）     | 午後1時30分から | 寒 | 河 江 市 |
| 同 9月7日（金）     | 午前9時から    | 新 | 庄 市   |
| 同 9月27日（木）    | 午後1時30分から | 村 | 山 市   |
| 同 10月5日（金）    | 午前9時から    | 酒 | 田 市   |
| 同 10月11日（木）   | 午前9時30分から | 鶴 | 岡 市   |
| 同 10月12日（金）   | 午前9時から    | 米 | 沢 市   |
| 同 10月19日（金）   | 同         | 山 | 形 市   |

## (2) 石油コンビナート講習

| 日             | 時      | 場 | 所   |
|---------------|--------|---|-----|
| 平成19年8月24日(金) | 午前9時から | 酒 | 田 市 |

## (3) 一般講習

| 日             | 時                | 場 | 所     |
|---------------|------------------|---|-------|
| 平成19年8月24日(金) | 午後1時30分から        | 酒 | 田 市   |
| 同             | 8月30日(木)同        | 長 | 井 市   |
| 同             | 8月31日(金)同        |   | 同     |
| 同             | 9月6日(木)午前9時から    | 寒 | 河 江 市 |
| 同             | 9月7日(金)午後1時30分から | 新 | 庄 市   |
| 同             | 9月14日(金)同        | 天 | 童 市   |
| 同             | 9月20日(木)同        | 上 | 山 市   |
| 同             | 9月21日(金)同        | 東 | 根 市   |
| 同             | 9月28日(金)同        | 南 | 陽 市   |
| 同             | 10月4日(木)同        | 酒 | 田 市   |
| 同             | 10月5日(金)同        |   | 同     |
| 同             | 10月10日(水)同       | 鶴 | 岡 市   |
| 同             | 10月11日(木)同       |   | 同     |
| 同             | 10月12日(金)同       | 米 | 沢 市   |
| 同             | 10月18日(木)同       | 山 | 形 市   |
| 同             | 10月19日(金)同       |   | 同     |
| 同             | 10月30日(火)同       | 尾 | 花 沢 市 |

## 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

## 4 受講手続

受講申請書を平成19年8月10日(金)までに、山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

5 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課保安班（電話023(630)2229）又は山形県危険物安全協会連合会（電話023(632)5744）に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                          | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要                       |                                    |
|------------------|------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|                  |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営太田町アパ<br>ート2号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10            | 3DK  | 74.0                          | 1    | 一般用 | 23,600                  | 28,600                             | 33,900                             | 39,100                             | 45,100                             | 51,800 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 中田第二ア<br>パート2号 | 同 中田町<br>901-2               | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 13,200                  | 16,000                             | 18,900                             | 21,900                             | 25,300                             | 29,000 |                          |                                    |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 同 通町八丁<br>目2-95              | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,300                  | 17,300                             | 20,500                             | 23,700                             | 27,300                             | 31,400 |                          |                                    |
| 同 成島アパー<br>ト2号   | 同 成島町三<br>丁目2-95             | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,000                  | 21,900                             | 25,900                             | 29,900                             | 34,500                             | 39,700 |                          |                                    |
| 同 中田第一ア<br>パート3号 | 同 中田町<br>658-3               | 同    | 69.9                          | 2    | 同   | 23,000                  | 28,000                             | 33,100                             | 38,200                             | 44,100                             | 50,600 |                          |                                    |
| 同 5号             | 同                            | 同    | 75.4                          | 1    | 同   | 25,800                  | 31,300                             | 37,000                             | 42,700                             | 49,400                             | 56,700 |                          |                                    |
| 同 大町アパー<br>ト     | 東置賜郡高島町<br>大字高島字町裏<br>695-12 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,100                  | 17,100                             | 20,200                             | 23,400                             | 27,000                             | 31,000 |                          |                                    |
| 同 小国アパー<br>ト1号   | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫三丁<br>目3-9    | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 13,000                  | 15,700                             | 18,600                             | 21,500                             | 24,800                             | 28,500 |                          |                                    |
| 同 2号             | 同<br>3-8                     | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 13,900                  | 16,900                             | 20,000                             | 23,100                             | 26,700                             | 30,600 |                          |                                    |
| 同 白鷹アパー<br>ト     | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1   | 同    | 55.7                          | 2    | 同   | 13,000                  | 15,700                             | 18,600                             | 21,500                             | 24,800                             | 28,500 |                          |                                    |
| 同 飯豊アパー<br>ト     | 西置賜郡飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3    | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 15,100                  | 18,300                             | 21,600                             | 25,000                             | 28,800                             | 33,100 |                          |                                    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年8月6日から同月10日まで(ただし、郵送の場合は、平成19年8月10日までの消印のあるもの限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成19年10月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、警棒つりの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年7月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)

(2) 日 時 平成19年8月29日（水）午後2時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 警棒つり（押さえバンド付）2,100個
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限 仕様書による
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者であること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部警務課装備係 電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部警務部警務課装備係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所等 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部警務課装備係で交付する。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年8月20日（月）午後1時まで山形県警察本部警務部警務課装備係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成19年4月から平成19年6月まで実施した平成18年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成19年7月31日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | — |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | — |

## 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関34箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関               | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------------------|------------|-------------|------|
| 酒 田 警 察 署                 | 平成19年4月26日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 庄 内 教 育 事 務 所             | 平成19年4月26日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 鶴 岡 警 察 署                 | 平成19年4月26日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 山 形 警 察 署                 | 平成19年4月26日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 村 山 教 育 事 務 所             | 平成19年4月26日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 置 賜 教 育 事 務 所             | 平成19年4月26日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 最 上 教 育 事 務 所             | 平成19年4月27日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 新 庄 警 察 署                 | 平成19年4月27日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 小 国 高 等 学 校               | 平成19年4月27日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 小 国 警 察 署                 | 平成19年4月27日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 網 木 川 ダ ム 建 設 事 務 所       | 平成19年4月27日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 米 沢 警 察 署                 | 平成19年4月27日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 新 庄 病 院                   | 平成19年5月29日 | 田澤委員        | 加藤委員 |
| 最 上 地 区 水 道 事 務 所         | 平成19年5月29日 | 田澤委員        | 加藤委員 |
| 村 山 地 区 水 道 事 務 所         | 平成19年5月29日 | 吉田委員        | 濱田委員 |
| 南 部 発 電 管 理 事 務 所         | 平成19年5月29日 | 吉田委員        | 濱田委員 |
| 発 電 所 建 設 事 務 所           | 平成19年5月29日 | 吉田委員        | 濱田委員 |
| 置 賜 地 区 水 道 事 務 所         | 平成19年5月29日 | 吉田委員        | 濱田委員 |
| 大 阪 事 務 所                 | 平成19年6月5日  | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 東 京 事 務 所                 | 平成19年6月5日  | 吉田委員        | 加藤委員 |
| 名 古 屋 事 務 所               | 平成19年6月6日  | 田澤委員        | 濱田委員 |
| 庄 内 地 区 水 道 事 務 所 平 田 支 所 | 平成19年6月12日 | 田澤委員        | 加藤委員 |

|               |            |      |      |
|---------------|------------|------|------|
| 日本海病院         | 平成19年6月12日 | 田澤委員 | 加藤委員 |
| 置賜総合支庁総務企画部   | 平成19年6月12日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 平成19年6月12日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 置賜総合支庁産業経済部   | 平成19年6月12日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 置賜総合支庁建設部     | 平成19年6月12日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 鶴岡病院          | 平成19年6月12日 | 田澤委員 | 加藤委員 |
| 北部発電管理事務所     | 平成19年6月13日 | 加藤委員 |      |
| 庄内地区水道事務所     | 平成19年6月13日 | 加藤委員 |      |
| 中央病院          | 平成19年6月13日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| がん・生活習慣病センター  | 平成19年6月13日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 救命救急センター      | 平成19年6月13日 | 吉田委員 | 濱田委員 |
| 河北病院          | 平成19年6月13日 | 吉田委員 | 濱田委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 庄内地区水道事務所

(ア) 赴任旅費の支払いが遅延している。

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### ア 収入

(ア) 道路・河川占用料の調定続きが遅延している。(置賜総合支庁建設部)

#### イ 支出

(ア) 勤勉手当・寒冷地手当の支給額が誤っているものがある。(新庄病院)

(イ) 勤勉手当・通勤手当の支給額が誤っているものがある。(鶴岡病院)

(ウ) 勤勉手当の支給額が誤っているものがある。(河北病院)

(エ) 赴任旅費の支給が遅延しているものがある。(日本海病院)

(オ) 支払いが遅延しているものがある。(置賜総合支庁建設部)

#### ウ 契約

(ア) 工事契約保証手続きがとられていない。(河北病院)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年7月31日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英



## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                        | 日 時                     | 入札に付する物件                                                                 | 予定価格       |
|--------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|
| 山形県鶴岡市高坂字堰下28番地<br>山形県立鶴岡病院<br>管理棟3階 第一会議室 | 平成19年9月3日(月)<br>午後1時30分 | 山形県鶴岡市稲生一丁目17番38号<br>他2筆<br>宅地<br>(実測) 242.66平方メートル<br>(公簿) 244.67平方メートル | 7,230,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

山形県立鶴岡病院総務経営課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                        | 場 所                                        | 日 時                      |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------|
| 山形県鶴岡市稲生一丁目17番38号 他2筆<br>(実測) 242.66平方メートル<br>(公簿) 244.67平方メートル | 山形県鶴岡市高坂字堰下28番地<br>山形県立鶴岡病院<br>管理棟3階 第一会議室 | 平成19年8月20日(月)<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、鶴岡病院総務経営課（電話0235(22)2690）に問い合わせること。

平成19年7月31日印刷  
平成19年7月31日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056